

松江市告示第 169 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、臨港地区を定めたので、同条第 8 項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 30 日

松江市長 松 浦 正 敬

1 臨港地区の区域

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
佐波港	松江市島根町加賀（佐波地区）
笠浦港	松江市美保関町笠浦
千酌港	松江市美保関町千酌
菅浦港	松江市美保関町菅浦
笹子港	松江市美保関町片江（笹子地区）
惣津港	松江市美保関町七類（惣津地区）
法田港	松江市美保関町諸喰（法田地区）
諸喰港	松江市美保関町諸喰
軽尾港	松江市美保関町美保関（軽尾地区）
才港	松江市美保関町美保関（才地区）
海崎港	松江市美保関町美保関（海崎地区）
波入港	松江市八束町波入
入江港	松江市八束町入江
遅江港	松江市八束町遅江
江島港	松江市八束町江島

2 臨港地区の区域の縦覧場所

松江市産業経済部水産振興課